

国立大学法人奈良教育大学学長特別補佐規則

平成26年 3月31日
学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学副学長規則（平成16年規則第41号）第2条第2項の規定を準用し、国立大学法人奈良教育大学学長特別補佐の職務等に関し必要な事項を定める。

(担当)

第2条 国立大学法人奈良教育大学（以下「大学」という。）に次の各号に定める学長特別補佐を置く。

- 一 学長特別補佐（教育連携担当）
- 二 学長特別補佐（IR担当）

(職務)

第3条 前条第1項の学長特別補佐は、別表第1に定める事項について、理事及び副学長とともに学長を補佐することを職務とする。

2 学長特別補佐は、前項の活動内容等について適時学長に報告し了承を得るものとする。

(任命)

第4条 学長特別補佐の任命は、学長が行う。

(任期)

第5条 学長特別補佐の任期は、平成27年9月30日までとする。

(委員会等への出席)

第6条 学長特別補佐は、第2条第1項の職務を遂行する上で、関係する委員会等の長の了承を得て委員会等に出席できるものとする。

(手当)

第7条 管理職手当は、国立大学法人奈良教育大学教職員給与規則（平成16年規則第48号）第22条第3項の規定に基づき支給する。

2 管理職手当を支給する月額は、別表第2に掲げる額とする。

(雑則)

第8条 この規則の実施に関し、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成27年9月30日限り、その効力を失う。

別表第1

| 職名 | 職務 |
|--------------------|---|
| 学長特別補佐 (教育連携担当) | ① 教員養成及び現職教員研修等における奈良県教育委員会等との連携に関すること ② 学校現場との連携に関すること ③ その他、本学のミッション及び教員養成高度化に関して学長が特に定める事項 |
| 学長特別補佐 (IR担当) | ① 大学の諸活動に係る情報の収集・分析を通じた意思決定の支援に関すること ② 高等教育及び教員養成教育に係る情報の収集・分析を通じた意思決定の支援に関すること ③ その他、本学のミッション及び教員養成高度化に関して学長が特に定める事項 |

別表第2

| 職種 | 職務の級 | 管理職手当の月額 |
|--------|------|----------|
| 学長特別補佐 | 5級 | 50,000円 |